

各機関の死因究明等の推進のための取組と課題について

団体名	(1) 死因究明及び身元確認に関する人材の育成や資質向上について	
	取組	課題
島根県警察本部	<p>1.各署捜査員対象の巡回教養(4月、5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死体取扱業務の基本的配慮事項と各種検査要領、各種事故防止について教養を実施 <p>2.検視実務専科(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下捜査員及び海上保安庁職員を対象とした死体取扱に関する教養を実施 <p>3.出雲空港多数死体取扱訓練(10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲空港における航空機事故を想定し、多数死体発生時における関係機関と連携した死体取扱要領・身元確認訓練を実施 <p>4.中四国管区検視官会議(WEB、10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中四国管区内における特異死体取扱事例等について情報共有を実施 <p>5.災害発生時の多数死体取扱訓練(11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時を想定した多数死体取扱訓練を実施 <p>6.全国検視官会議(WEB、11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国で発生した特異事例等について情報共有を実施 <p>7.その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検視官等を春と秋に全国専科へ入校させ、専門的な教養や大学法医学研究室での実習を経験させているほか、検視補助者(係長)を全国規模専科に入校させ専門的教養を受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験豊富な捜査員の刑事離れや、刑事を希望する若手警察官の減少による人材不足及び経験不足
島根県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県医師会の警察協力医部会では死因究明やその人材育成に特化した事業はしていないが、毎年、異状死体についての死因究明・身元確認など警察及び法医学の立場から講演をして頂いている。ただし昨年と今年はコロナで中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医師会においても研修会が開催されているが開業医にとっては参加しにくい。
島根県歯科医師会	—	—
島根大学医学部 法医学講座	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部および大学院において、法医学、医事法学、個人識別学、中毒学および社会医学に関する講義を行っている。法医学基礎配属コースや法医学大学院生には、別途解剖AIや解剖付随検査の見学や実習を行っている。島根大学医学部は臨床研修のコースに法医学が入っているため、希望する研修医は一か月間法医学講座に在籍できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検視検案活動や検案医の実際の取り組みに興味を持つ医学部学生や大学院生が随時おられるが、不定期なため実際的に物理的に難しく実現できていない。法医学教官による対応の検案を状況に応じて増やしていただき医学部生や大学院生の参加しやすくするなどをお願いしたい。
松江赤十字病院	—	—
浜田海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県から福井県の日本海沿岸を管轄としている第八管区海上保安本部では、毎年、福井大学と鳥取大学の法医学教室にて、半年間にわたり検視実務研修を受けさせて頂いており、研修を修了した職員は管下の各部署にて検視実務担当者として配属される。 ・第八管区海上保安本部では、隔年で検視実務担当者検視技能向上研修を実施しており、また浜田、境海上保安部は島根県警察が実施している検視実務教養を受講させて頂いている。 	—
松江地方検察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に、検察官を対象としたAHT事案に関する研修、法医学教室の教授等による勉強会を実施するなどして、医学的知識の習得、捜査・公判への対応に備えている。 	—

団体	(2) 死因究明等の実施体制について	
	取組	課題
島根県警察本部	<p>1.検視官等の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検視官等4名(警視2名、警部2名)、検視補助者3名(警部補1名、巡査部長2名)で、臨場率94.9%(R3年12月末現在、R2年中の島根県95%、同年全国平均81.2%)を保持 <p>2.臨場できない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検視官等が臨場できない現場(離島や事案重複した場合等)では、電話連絡(写真、映像)により現場の詳細を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜・休日を問わず対応しなければならず、検視官等の業務負担が増加 ・検視官等を増員する人的余裕もなし
島根県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会として、特に死因究明の実施体制に取り組んでいない、その実施には限界がある。異状死体の取り扱いについては、最初は警察の判断によるところ大きいと思われる。 	—
島根県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・御巢鷹山日航機墜落事故を契機に、昭和62年4月1日より島根県警察歯科医会を発足し、全国大会にも率先して参加している。 ・歯科法医学講演会(法歯学講演会)を毎年開催。 ・都道府県歯科医師会災害・警察歯科担当理事連絡協議会へ参加 ・関連学会等への参加(日本法歯科学会、日本子ども虐待防止歯科研究会、日本障害者歯科学会、日本老年歯科医学会、日本医療管理学会等) ・空港、警察大規模災害警備訓練等への参画、その際、島根大学医学部法医学講座、歯科口腔外科学講座とも協働 ・島根県警察検視実務専科へ講師として参加 ・身元確認作業支援研修会の開催(警察、海上保安部) ・歯科情報の利活用及び標準化普及の推進 <p>→H25年度島根県歯科医学大会にて、いわゆるレセプトオンライン化事業の推進と合わせて診療情報の標準化を視野に入れた、身元確認作業支援の観点から、レセコンベンダー各社に集って頂き、会員とシンポジウムを開催。</p> <p>→R03「口腔診査情報標準コード仕様」が厚生労働省標準規格に採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死因究明等にかかわらず、あらゆる場面において、歯科医師不足が問題である。都市部では何かにつけ歯科医師過剰とうたうが、47都道府県の中で歯科医師年齢が一番高いのが我が県で、特に中山間地域では深刻である。当県ではこのことから死因究明等に係る取組を推進することへの影響も少なくない。
島根大学医学部 法医学講座	<ul style="list-style-type: none"> ・解剖およびAI死後画像診断について、引き続きこれらを複合的に対応できるような死因究明等の実施体制を強化してきている。AI死後画像検案なども取り入れる状況を増やしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法医学講座に近い出雲などではAI死後画像診断の利用率が高いが、西部など遠距離ではAI死後画像診断の利用率が低いと思料され、地域間格差があるものと思われる。 ・抽象的には、医師・警察・法医学三者の融合的繋がり構築、死因究明、身元確認の重要性に関する学習機会の継続と社会的議論の活発化、若手医師育成と法医学解剖AⅠに対する法医学教室への支援、地域警察に対して協力する検案協力医の体制強化に対する支援などが必要。 ・薬毒物スクリーニング検査をはじめとした諸所の検査を科学捜査研究所にお願いしているものが多数あるが、結果の透明性の担保のためには、法医学講座でも同じように検査をできることが必要。 ・法医学者の増加充実については、小生経験する30年間では、残念ながら、日本中で改善されてはいない。現代医学生は現実敏感であり、環境と収入などにシビアであり、当講座でも、医学部生時代は法医学に大変興味を持ってくれる医学部生は多いのですが、実情を見て、やはり臨床医の方に流れていく。また、今は専門医制度など医療が高度化しており、基礎医学系の先生が副収入を得るようになるには、かなりの臨床経験年数が必要のため、昔に比べて30代以上などにならないと基礎医学には回りづらいようであり、若手の法医学者がさらに活躍しにくい現状となっています。
松江赤十字病院	—	—

<p>浜田海上保安部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県における管轄は、益田市から大田市までが浜田海上保安部、出雲市から松江市までが境海上保安部、隠岐の島町は隠岐海上保安署が管轄となり、死体取扱いの専門職となる鑑識官が浜田、境海上保安部に各1名配置されている。 ・その他、令和2年度は、検視実務研修を修了している職員が浜田海上保安部に1名、境海上保安部に2名配置し、現場へは鑑識官又は検視実務担当者が臨場している。 	
<p>松江地方検察庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検察官は、主に警察官からの連絡により変死体を把握し、警察から発見場所、発見状況等の詳細な報告内容を検討の上で検察官による検視を実施するか、司法解剖を実施するかなどの判断を行っている。 ・事件性が高い変死体については、検察官による検視や司法解剖を実施し、解剖時に検察官も立会するなどして後の捜査・公判に備えることとしている。他方、事件性が認められない又はその可能性が低いと判断した場合は、警察による代行検視を依頼している。 ・特に幼児に対する虐待事案においては、近年、公判で医学的論拠による主張がなされた結果、無罪判決がなされるなどのケースが相次いでおり、事案発生直後の証拠保全が重要となっていることから、当庁においては、3歳未満の乳幼児が対象となった変死事案については全て検察官による検視を実施の上で司法解剖の可否を判断するなど、検察官の早期の関与を徹底することとしている。 	<p>—</p>

団体	(3) 死体の検案及び解剖等の実施体制について	
	取組	課題
島根県警察本部	<p>1.検案医師の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県警察協力医部会等を通じて呼びかけを行い、県下各署37名の医師に対して、検視等立会医師の嘱託を実施(R3年新規6名) <p>2.その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察協力医部会会員以外の医療機関に対しても、死者の主治医等に対して検案依頼を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日における変死事案も多く、検案医師の確保が課題
島根県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・江津警察署での体験からですが、変死に立ち会った場合、検視官と相談のうえ検案、必要に応じて解剖をお願いしている。 	—
島根県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科法医学領域での連携ほか 	—
島根大学医学部 法医学講座	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の検案や解剖など日頃の体制については、随時検討ブラッシュアップしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の検案実施体制については、法医学講座以外で行われている検案状況や検案記録などを、一元的に閲覧管理とりまとめできるようにし、その体制充実について議論する必要。メール、SNS、画像媒体やりとりなどを、容易く行き来できる相談体制を構築して、素早く現場の疑問や悩みに対応できるような充実化が必要
松江赤十字病院	<ul style="list-style-type: none"> ・初期研修医が病理解剖や臨床病理カンファレンス（CPC）を経験して「研修医が病理解剖を通じて、臨床経過と疾患の本体の関連を総合的に理解する能力を身につける」ことが義務付けられています。このため、遺族に病理解剖をお願いし、可能な症例について実施できる体制があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、病理医が少ないために、実際の症例数は伸び悩んでいます。
浜田海上保安部	—	—
松江地方検察庁	—	—

団体	(4) 死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査活用について	
	取組	課題
島根県警察本部	<p>1.積極的な死亡時画像診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年以降、県費支出による死亡時画像診断費用を確保(R2年中は県費CT64件実施) <p>2.必要な検査・鑑定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪死の見逃し事案絶無のため、死体取扱時における各種薬毒物の予試験検査(尿や血液、唾液による薬毒物検査)、体内物質の成分検査等、早期に科学捜査研究所による鑑定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 当県では島根大学医学部に設置されているAiセンター等で公費負担により検査を実施しているが、遠方から検査のため搬送する場合には、署(特に県西部)によっては負担が大きく、検査可能医療機関の拡充が必要
島根県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 江津警察署管内では画像診断は行っていないが、髄液、尿、心臓血のトロポニンなどを参考にしている。 	—
島根県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる三種の神器(デンタルチャート、X線写真、口腔内写真)はゆるぎないが、昨今生前資料として、パノラマ写真や口腔内写真が標準的に残されるようになってきているので、これらはとても有益と考える。 島根大学医学部附属病院Aiセンター(平成23年6月27日)が全国に先駆けて稼働しており、CT画像の活用によって貢献度はさらに高まると考えられ、まさにその3Dデータからパノラマ写真を変換・抽出し生前のそれとの異動識別を叶える。 しかし、カルテの1号用紙のデンタルチャート記載の情報がそれ以上に肝要と考える。特に多数遺体への対応をする場合、絞り込みにはデンタルチャートの記載情報が一層精度を高める。そのため我々は日常診療の場において、主訴の部位のみの記載ではなく、一口腔単位で記録をする習慣、対象者の方の終のこういった状況も視野に入れた診療姿勢が大事であると考え。 よって、県民の生前資料(歯科的所見やDNAなど)の採取、保存が重要で、まめネットなどのシステムの積極運用、質の向上が望まれる。 	—
島根大学医学部 法医学講座	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時画像診断時や死因究明関連のデータを一元管理保存化しており、解析に供せるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡時画像診断を行う医療機関による、個人差病院差が大変大きいため、統一化された見解を得ることが難しい。科学的な調査活用を実際に行うには、実務的観点から離れた研究的観点での取り組みが必要であり、過去のデータの解析や検討をすることが必要であるが、なされていない。
松江赤十字病院	<ul style="list-style-type: none"> 特に救急外来受診での死亡例については死因究明のためにAi-CTの利用が推奨されています。この画像も放射線科医に読影を依頼できます。 	—
浜田海上保安部	<p>死亡時画像診断等を実施する必要があると認められる場合に、実施している。</p>	—
松江地方検察庁	—	—

団体	(5) 大規模災害等における身元確認への対応について	
	取組	課題
島根県警察本部	<p>1.多数死体マニュアルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に活用するマニュアルを現在作成中 <p>2.多数死体取扱訓練の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数死体取扱訓練時に、死体指紋採取や歯科所見採取等の訓練を併せて実施 ・災害発生時における遺体安置所の確保に関し、各自治体に対して有事に備え安置所確保の働きかけを実施 <p>3.参考(H23.東日本大震災における県警の活動状況)</p> <p>出動日数:合計35日間 期間：一次出動 H23.3.13～3.23 11日間 二次出動 H23.3.20～3.29 10日間 三次出動 H23.4.26～5.9 14日間</p> <p>人員:合計32名 一次出動10名 二次出動12名 三次出動10名</p> <p>取扱死体数:113体 一次出動81体 二次出動20体 三次出動12体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時は、多くの死体検案と身元確認作業が必要となり、困難を極めることが予想されるので、関係機関が連携して円滑に対応できるよう、マニュアルの早期作成と訓練等の実施により有事への備えが必要 ・避難所と遺体安置所が重複する可能性があるため、確保が困難
島根県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ島根県警察協力医部会としては大規模災害などの身元確認の対応について取り組んでいないが、毎年出雲空港での災害訓練は行われているが、身元確認については対応していないとおもいます。 	—
島根県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・前出の島根県警察歯科医会は島根県警察本部、第8管区海上保安本部（浜田海上保安部、境海上保安部）、島根大学医学部（法医学講座、歯科口腔外科学講座）、島根県歯科医師会（基本的に全会員が参画）ほかで構成され、これに対処する。 	—
島根大学医学部 法医学講座	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に空港災害訓練などに参加対応している。関係諸機関との顔合わせや講演会時に集まるなどの際に連携体制などの確認を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時連絡体制の確立など必要。メール、SNS、画像媒体やりとりなどを、容易く行き来できる相談体制を構築して、素早く現場の疑問や悩みに対応できるような充実化が必要
松江赤十字病院	—	—
浜田海上保安部	島根県歯科医師会等が主催されている身元確認作業支援研修会や講演会に参加させて頂いている。	—
松江地方検察庁	—	—

団体	(6) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等への説明促進について	
	取組	課題
島根県警察本部	1.遺族に対するきめ細やかな説明の実施 ・遺族に対しては、現場の状況、関係者からの聴取事項、死因及び各種検査結果等について、遺族感情に配慮した説明を実施 2.解剖結果の立会医師への提供 ・判明した解剖結果は、検視等の立会い医師に情報提供を実施	・死者に関する情報は、プライバシー保護への配慮が必要
島根県医師会	・江津の場合は情報の活用については、私個人としては不明ですが、遺族への説明などは警察の方で行って守られている。	—
島根県歯科医師会	・海外先進国と比しても身元不明事案が突出して多い日本では、個人情報の取り扱いに留意したうえで死因究明及び身元確認の推進は喫緊の取り組みと考える。昨今科学捜査が進歩しDNAや指紋等による個人特定は運用面で精度が高まっているが、歯科的所見による個人識別法はこれを未だに高く補完する。	・課題としては、構築するデータの質をいかにして保つのか、また記録上の齟齬が生じた場合にどう対処（修正）するのか等。 ・根拠をもって死因や身元を特定し、その結果を遺族に説明することはとても重要だと考える。
島根大学医学部 法医学講座	・随時必要が生じた際に臨機応変的に情報の活用及び遺族等への説明を行っている程度	・複数各機関に跨るので、情報の活用担当者や遺族等への説明担当者など窓口を置き、各所のとりまとめなどを行う必要
松江赤十字病院	・促進の取り組みではありませんが、(3)でも述べたように得られた情報を活用して病態を理解し、次の治療のために役立てています。またAi-CTを行う場合も含め、死因に関する情報が得られた場合は、通常遺族への説明が行われています。	—
浜田海上保安部	・関係行政機関への通知実績なし。 ・遺族等に対する死因や事案の説明については、鑑識官のほか担当職員により、多角的な見解等に基づく判断であることをわかりやすく伝えるよう心掛けている。	—
松江地方検察庁	—	—